

愛媛労働局発表
平成27年2月3日

担 当	【担当】
	愛媛労働局労働基準部監督課
	監督課長 真鍋 俊正
	監察監督官 石川三四郎 電話 089-935-5203 (内線 451, 452)

平成26年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果

～ 四国全域で191事業場へ重点監督、約半数の93事業場で違法な残業を摘発 ～

厚生労働省及び各労働局では、平成26年11月に「過重労働解消キャンペーン」として、労使団体への協力要請や重点的な監督指導などの全国的な対応を行ってまいりましたが、今般、四国地区（徳島、香川、愛媛、高知の各労働局）における期間中の重点監督等の実施結果について取りまとめましたので、お知らせします。

今回の重点監督の結果、違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、是正・改善に向けた指導を行いました。

各労働局・労働基準監督署では、今後も、是正をしていない事業場に対する確認を行い、応じない場合は送検も視野に入れて対応するなど、引き続き監督指導を徹底してまいります。

なお、全国の集計結果については、1月27日の厚生労働省発表資料をご覧ください。

1 「過重労働重点監督」の結果

平成26年11月の「過重労働解消キャンペーン」の取組の一つとして、若者の「使い捨て」が疑われる企業や、長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場などに対して重点的に監督指導を実施しました。そのポイントは次のとおりです。詳細は別添資料をご覧ください。

【重点監督の結果のポイント】

(1) 重点監督の実施事業場数 191事業場 (四国内4労働局の合計)

このうち165事業場 (86.4%) で労働基準関係法令違反あり。

(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり是正勧告書を交付した事業場]

① 違法な時間外労働があったもの **93事業場 (48.7%)**

うち、時間外労働^{※1}の実績が最も長い労働者の時間数が
月 100 時間を超えるもの : 19 事業場 (20.4%)
うち月 150 時間を超えるもの : 4 事業場 (4.3%)
うち月 200 時間を超えるもの : 2 事業場 (2.2%)

- ② 賃金不払残業があったもの 64 事業場 (33.5%)
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの 1 事業場 (0.5%)
- (3) 主な健康障害防止に係る指導状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
- ① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの 101 事業場 (52.9%)
うち、時間外労働を月 80 時間^{※2}以内に削減するよう指導したもの : 48 事業場 (47.5%)
- ② 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの 57 事業場 (29.8%)

※1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

※2 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね 100 時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね 80 時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

2 過重労働解消相談ダイヤル（無料電話相談）の実施結果

平成 26 年 11 月 1 日（土）に全国で実施された無料電話相談のうち、四国地区の実施結果の概要は以下のとおりです。

- ★ 相談件数 11 件（全国 280 件）
- ★ 主な相談内容（複数回答）
 - (1) 長時間労働・過重労働 2 件（全国 178 件）
 - (2) 賃金不払残業 2 件（全国 147 件）

1 「過重労働重点監督」の実施状況

資料

(1) 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

過重労働解消キャンペーン(平成26年11月)の間に、191事業場に対し重点監督を実施し、165事業場(86.4%)で何らかの労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが93事業場(48.7%)、賃金不払残業があったものが64事業場(33.5%)、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが1事業場(0.5%)であった。

	重点監督実施事業場数	何らかの労働基準関係法令違反があった事業場数	違反事項		
			労働時間(注2)	賃金不払残業(注3)	健康障害防止対策(注4)
四国全体	191	165 (86.4%)	93 (48.7%)	64 (33.5%)	1 (0.5%)
徳島	42	37 (88.1%)	22 (52.4%)	18 (42.9%)	1 (2.4%)
香川	41	38 (92.7%)	25 (61.0%)	16 (39.0%)	0 (0.0%)
愛媛	76	69 (90.8%)	38 (50.0%)	24 (31.6%)	0 (0.0%)
高知	32	21 (65.6%)	8 (25.0%)	6 (18.8%)	0 (0.0%)
主な業種(注1)	製造業	40 (87.5%)	18 (45.0%)	9 (22.5%)	0 (0.0%)
	建設業	7 (100.0%)	4 (57.1%)	2 (28.6%)	0 (0.0%)
	運輸交通業	11 (63.6%)	2 (18.2%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)
	商業	47 (89.4%)	28 (59.6%)	19 (40.4%)	0 (0.0%)
	金融・広告業	9 (100.0%)	8 (88.9%)	6 (66.7%)	0 (0.0%)
	通信業	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	教育・研究業	10 (80.0%)	2 (20.0%)	2 (20.0%)	0 (0.0%)
	保健衛生業	22 (77.3%)	4 (18.2%)	8 (36.4%)	0 (0.0%)
	接客娯楽業	20 (100.0%)	15 (75.0%)	7 (35.0%)	1 (5.0%)
	清掃・と畜業	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	その他の事業	23 (82.6%)	12 (52.2%)	9 (39.1%)	0 (0.0%)

(注1) 四国全体としての合計であり、主要業種のみを計上している。

(注2) 労働基準法第32条違反及び第40条違反〔36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注3) 労働基準法第37条(割増賃金)違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注4) 労働安全衛生法第18条違反〔労働安全衛生規則第22条(衛生委員会において、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項について調査審議を行っていないもの。)及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を計上している。

(2) 健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

※ 過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち 101 事業場 (52.9%) に対して、時間外労働の削減、長時間労働を行った労働者に対し医師による面接指導を実施することなどの過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導した。

指導事業場数		面接指導の実施 (注2)	衛生委員会等における 調査審議の実施(注3)	月45時間以内への削減 (注4)	月80時間以内への削減 (注5)	面接指導等が実施出来る仕 組みの整備等 (注6)
101		25	52	53	48	14
徳島	21	7	6	10	11	1
香川	27	8	19	11	16	6
愛媛	39	9	24	23	16	6
高知	14	1	3	9	5	1

(注1) 指導事項は、重複があり得る。

(注2) 2ないし6月で平均80時間を超える時間外労働を行っている労働者又は1月100時間を超える時間外労働を行っている労働者等について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

(注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

(注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

(注5) 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策を具体的な期限までに実施すること等を指導した事業場数を計上している。

(注6) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

※ 労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち 57 事業場 (29.8%) に対して、労働時間の管理が不適切であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

指導事業場数	始業・終業時刻の確認・記録(基準 2(1))	自己申告制による場合			管理者の責務(基準 2(5))	労使協議組織の活用(基準 2(6))
		自己申告制の説明(基準 2(3)ア)	実態調査の実施(基準 2(3)イ)	適正な申告の阻害要因の排除(基準 2(3)ウ)		
57	37	13	21	6	1	0
徳島	9	6	3	4	0	0
香川	16	10	2	5	1	0
愛媛	24	17	6	8	0	0
高知	8	4	2	4	0	0

(注 1) 指導事項は、重複があり得る。

(注 2) 各項目のカッコ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」のどの項目に基づくものであるかを示している。

(3) 重点監督において把握した実態

違法な時間外労働があった 93 事業場において、時間外・休日労働時間が最長の者を確認したところ、19 事業場で 1 月 100 時間を、4 事業場で 1 月 150 時間を、2 事業場で 1 月 200 時間を超えていた。

	違法な時間外労働があった事業場数	1月当たり 45 時間以下	1月当たり 45 時間超 80 時間以下	1月当たり 80 時間超 100 時間以下	1月当たり 100 時間超 150 時間以下	1月当たり 150 時間超 200 時間以下	1月当たり 200 時間超
四国	93	24	34	16	15	2	2
徳島	22	7	6	2	5	1	1
香川	25	3	10	5	7	0	0
愛媛	38	12	14	8	2	1	1
高知	8	2	4	1	1	0	0

2 「過重労働重点監督」における監督指導事例

○違法な時間外労働を行わせていたほか、一定額分を超える割増賃金を支払わなかった事例

事例1(旅館業)

【監督指導において把握した事実】

- ①時間外労働・休日労働に関する協定(いわゆる「36 協定」)が締結されていないのに、最も長い労働者で月 270 時間を超える時間外・休日労働を行わせていたこと。
- ②特定の部署の労働者について、月 45 時間分を超える時間外労働・休日労働に対する割増賃金が支払われていなかったこと。

【監督署の指導内容】

- ①について、労働基準法第 32 条(労働時間)違反を是正勧告するとともに、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導を実施するなどの過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導。
- ②について、労働基準法第 37 条(割増賃金)違反を是正勧告し、不払いとなっている割増賃金の支払いを指導。

事例2(製造業)

【監督指導において把握した事実】

- ①36 協定の限度を超えて、最も長い労働者で月 240 時間を超える時間外・休日労働を行わせていたこと。
- ②管理職に対して、役職に応じて一定の割増賃金を支払っているが、実際の時間外労働時間等の実績との比較を行っていなかったため、一定額分を超える時間外労働・休日労働に対する割増賃金が支払われていなかったこと。

【監督署の指導内容】

- ①について、労働基準法第 32 条(労働時間)違反を是正勧告し、時間外労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策を講じることを指導。
- ②について、労働基準法第 37 条(割増賃金)違反を是正勧告し、不払いとなる割増賃金の支払いを指導するとともに、労働時間の適正把握基準に基づく適正な管理を指導。

事例3(卸売業)

【監督指導において把握した事実】

- ①月 45 時間の時間外労働を限度とする 36 協定を締結していたが、月 100 時間を超えて時間外労働を行わせていたこと。
- ②割増賃金を定額で支払うこととしているが、一定額分を超える時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金を支払っていなかったこと。
- ③定期健康診断の結果、有所見者に対する医師の意見聴取が行われておらず、また、長時間労働者に関する面接指導制度も設けられていなかったこと。
- ④毎月開催する必要がある衛生委員会が開催されていなかったこと。

【監督署の指導内容】

- ①について、労働基準法第 32 条(労働時間)違反を是正勧告。
- ②について、労働基準法第 37 条(割増賃金)違反を是正勧告し、不払いとなっている割増賃金の支払いを指導。
- ③について、労働安全衛生法第 66 条の4(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)違反を是正勧告し、過重労働による健康障害防止対策を講じることを指導。
- ④について、労働安全衛生規則第 23 条違反を是正勧告。

○36 協定で締結された限度時間を超えて時間外労働が行われていた事例

事例4(商業)

【監督指導において把握した事実】

- ①特別条項付き 36 協定(特定の条件を要件に月 100 時間の時間外労働を可能とするもの)の締結がなされていたが、協定で締結された月 100 時間を超えて、時間外労働を行わせていたこと。
- ②深夜業(午後 10 時から午前5時)に従事する労働者に対して、年2回の健康診断を実施していなかったこと。

【監督署の指導内容】

- ①について、労働基準法第 32 条(労働時間)違反を是正勧告し、過重労働による健康障害防止対策を講じることを指導。
- ②について、労働安全衛生法第 66 条(健康診断)違反を是正勧告し、健康診断の実施を指導。

事例5(飲食店)

【監督指導において把握した事実】

- ①特別条項付き 36 協定(特定の条件を要件に月 130 時間を限度として時間外労働を可能とするもの)の締結がなされていたが、適正な手続を経ず 36 協定で締結された1か月の限度時間及び限度回数を超えて、時間外労働を行わせていたこと。
- ②正社員以外の労働者に対し、労働時間、賃金等の事項を書面により明示していなかったこと。

【監督署の指導内容】

- ①について、労働基準法第 32 条(労働時間)違反を是正勧告し、過重労働による健康障害防止対策を講じることを指導。
- ②について、労働基準法第 15 条(労働条件の明示)違反を是正勧告。

○労働時間が適正に把握されていなかったため賃金不払残業が生じた事例

事例6(教育・研究業)

【監督指導において把握した事実】

- ①労働時間の実績が、パート労働者を除いて出勤簿のみの記録しかなかったこと。
- ②労働時間の実績について、責任者に説明を求めたところ、1日数時間程度の時間外労働が、月に複数回あることを申し立てていたこと。

【監督署の指導内容】

- ①について、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に基づき、労働時間の適正把握方法やその改善のための具体的な措置について指導。
- ②について、労働基準法第 37 条(割増賃金)違反を是正勧告し、不払いとなっている割増賃金の支払いを指導。

「過重労働重点監督」の実施状況(愛媛労働局分)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

過重労働解消キャンペーン(平成26年11月)の間に、76事業場に対し重点監督を実施し、69事業場(全体の90.8%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが38事業場、賃金不払残業があったものが24事業場であった。

表1 「重点監督」実施件数等

業種	事項	重点監督実施 事業場数 (注1)	何らかの労働基 準関係法令違反 があった事業場 数	違反事項		
				労働時間 (注2)	賃金不払残業 (注3)	健康障害防止 対策(注4)
合計		76 (100.0%)	69 (90.8%)	38 (50.0%)	24 (31.6%)	0 (0.0%)
主な 業種	製造業	18(23.7%)	17	3	5	0
	建設業	1(1.3%)	1	1	1	0
	運輸交通業	1(1.3%)	0	0	0	0
	商業	21(27.6%)	20	5	9	0
	教育・研究業	4(5.3%)	3	0	1	0
	保健衛生業	5(6.6%)	5	0	1	0
	接客娯楽業	8(10.5%)	8	5	1	0
	その他の事業	17(22.4%)	14	3	6	0

(注1) 主な業種の合計数と全体の合計とは一致しない。

(注2) 労働基準法第32条違反[36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。]の件数を計上している。

(注3) 労働基準法第37条(割増賃金)違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している[計算誤り等は含まない。]。

(注4) 労働安全衛生法第18条違反[労働安全衛生規則第22条(衛生委員会において、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項について調査審議を行っていないもの。)]及び労働安全衛生法第66条の8違反[1月当たり100時間以上の時間外労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。]を計上している。

2 健康障害防止に係る指導状況(指導票を交付したもの)

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち39事業場(全体の51.3%)に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表2 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	面接指導の実施(注2)	衛生委員会等における調 査審議の実施(注3)	面接指導等の実施に係る 体制の整備等(注4)
39	9	24	6

(注1) 指導事項は、重複があり得る。

(注2) 2ないし6月で平均80時間超える時間外労働を行っている労働者又は1月100時間超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

(注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会が調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

(注4) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間適正把握に係る指導

重点監督実施事業場のうち 24 事業場（全体の 31.6%）に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

表 3 労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	始業・終業時刻の確認・記録（基準 2 (1)）	自己申告制による場合			管理者の責務（基準 2 (5)）	労使協議組織の活用（基準 2 (6)）
		自己申告制の説明（基準 2 (3)ア）	実態調査の実施（基準 2 (3)イ）	適正な申告の阻害要因の排除（基準 2 (3)ウ）		
24	17	6	8	0	0	0

（注 1）指導事項は、重複があり得る。

（注 2）各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料 4-1）のどの項目に基づくものであるかを示している。

3 重点監督において把握した実態

○ 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった 38 事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、4 事業場で 1 か月 100 時間を超えていた。

表 4 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった事業場数	1 月当たり 45 時間以下	1 月当たり 45 時間超え 80 時間以下	1 月当たり 80 時間超え 100 時間以下	1 月当たり 100 時間超え 150 時間以下	1 月当たり 150 時間超え 200 時間以下	1 月当たり 200 時間超え
38	12	14	8	2	1	1

「過重労働重点監督」における監督指導事例(愛媛労働局分)

事例1(旅館業)

月 270 時間を超える違法な時間外・休日労働が認められたほか、月 45 時間分を超える時間外労働・休日労働の割増賃金が支払われていなかった事例

【監督指導において把握した事実】

- ①時間外労働・休日労働に関する協定(以下「36協定」という。)が締結されていないのに、最も長い労働者で月 270 時間を超える時間外・休日労働を行わせていたこと。
- ②特定の部署の労働者について、月 45 時間分を超える時間外労働・休日労働に対する割増賃金が支払われていなかったこと。

【監督署の指導内容】

- ①について、労働基準法第 32 条(労働時間)違反を是正勧告するとともに、時間外労働の削減、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導の実施等の過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導。
- ②について、労働基準法第 37 条(割増賃金)違反を是正勧告し、不払いとなっている割増賃金の支払いを指導。

事例2(小売業)

月 60 時間を超える違法な時間外・休日労働が認められたほか、個人毎に定めた額を超える時間外労働の割増賃金を支払っていない事例

【監督指導において把握した事実】

- ①36協定が締結されていないのに、最も長い労働者で月 60 時間を超える時間外労働を行わせていたこと。
- ②特定の部署の労働者について、個人毎に定めた月額(1 万円から 4 万 7 千円の範囲内で個別に設定)分を超える時間外労働に対する割増賃金が支払われていなかったこと。

【監督署の指導内容】

- ①について、労働基準法第 32 条(労働時間)違反を是正勧告するとともに、時間外労働の削減、衛生委員会等における調査審議の実施等の過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導。
- ②について、労働基準法第 37 条(割増賃金)違反を是正勧告し、不払いとなっている割増賃金の支払いを指導。

事例3(卸売業)

長時間労働を原因とする労災請求(脳・心臓疾患を発症)があった事業場において、被災労働者以外の労働者についても月 70 時間を超える違法な時間外労働を行わせていた事例

【監督指導において把握した事実】

- ①36協定における時間外労働の制限時間月 45 時間以内となる労働時間の記録を作成しているが、警備記録、営業記録等から、実際には最も長い労働者で月 70 時間を超える時間外労働が認められたこと。
- ②特定の労働者について、月 20.5 時間分を超える時間外労働に対する割増賃金が支払われていなかったこと。

【監督署の指導内容】

- ①について、時間外労働の削減、衛生委員会等における調査審議の実施等の過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導するとともに、労働時間の適正把握について指導。
- ②について、労働基準法第 37 条(割増賃金)違反を是正勧告し、不払いとなっている割増賃金の支払いを指導

事例4(その他の事業)

時間外労働を許可制としている事業場において、大半の労働者に対して賃金不払残業(いわゆるサービス残業)を行わせていた事例

【監督指導において把握した事実】

- ①時間外労働を許可制としているが、多くの労働者についてタイムカードと超過勤務願との間に大幅なかい離が認められ、労働基準監督官の追及により、賃金不払残業のあることを認めたこと。
- ②特別条項付36協定の不適切な運用(協定で定めた特別条項適用の手続きを取っていない。協定で定めた休日労働の上限回数を超えて休日労働を行わせている。)により、最も長い労働者で、月 160 時間を超える時間外・休日労働が行われていたこと。

【監督署の指導内容】

- ①について、労働基準法第 37 条(割増賃金)違反を是正勧告し、時間外労働の実態調査の上、適正な割増賃金の支払いを指導するとともに、労働時間の適正把握について指導。
- ②について、労働基準法第 32 条(労働時間)、同法第 35 条(休日)違反を是正勧告するとともに、時間外労働の削減、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導の実施等の過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導。